

保護者 様

中央区立晴海西小中学校

出席停止について

お子さんが、下記の病気になった場合は学校保健安全法の定めるとおり、出席停止になります。医師の許可が出るまでは、登校を見合わせてください。出席停止の期間については、症状により異なります。また、登校の際に必ず医師の診断を受け、下部の「登校許可書」を学校に提出してください。

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がか皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
その他の感染症	病気によって異なるが、「症状の回復後、全身状態が安定するまで」

※その他の感染症とは溶連菌感染症、感染性胃腸炎、手足口病、マイコプラズマ感染症など（ご不明な場合は、学校までお問い合わせください。）

※出席停止措置の期間は、欠席扱いにはなりません。

----- き り と り -----

登 校 許 可 証 明 書

学校長 殿

年 組 氏名

上記の児童・生徒は 月 日より、登校をしてよいことを証明します。

病名（ ）

年 月 日

医療機関名

医 師 名